

知立の教育

知立市教育大綱

- **知立市教育大綱**は、知立市の教育の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。
令和8年4月に新しくなりました。

いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。

基本方針

ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。

豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。



GIGAスクール構想

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた「個別最適な学び」と、一人一人の考えを共有し、多様な意見に触れながら考えを広げ深める「協働的な学び」を実現するために、一人一台のタブレット端末を活用します。

二つの学びを通して、子どもたちが自ら学び、考え、判断し、よりよく生きていくための基盤となる「生きる力」を育みます。



- 情報活用能力の育成

「学習の基盤となる資質や能力」と位置づけられている「情報活用能力」を各教科の授業など、様々な場面で育成を図ります。

- ・必要な情報を集め、整理し、表現し、正しく活用する力
- ・インターネットやAIなどの情報技術を安全、適切に使いこなし、責任をもって社会に参画する態度(デジタル・シティズンシップ)
- ・端末やアプリケーションの使い方、キーボード入力などの基本的な操作方法

部活動地域展開

- 文部科学省より令和7年12月に通知された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を基に、**部活動の地域展開**を進めます。

- 知立市は国の「部活動改革実行期間」内に、競技や文化的活動ごとに活動拠点をつくることを目指しています。

< 合同部活動の現状(令和8年4月現在) >

- ・長期休業中と土・日・祝日、右の表の部活動は3中学校合同で活動します。
- ・授業のある平日は各校でこれまでどおり活動します。
- ・その他の部活動も順次、地域展開を進めます。

活 動 形 態	競 技
知立市合同部活動として 公式大会参加予定	・剣道 ・弓道 ・野球 ・ソフトボール 【ハンドボールとサッカーは 令和9年夏からの予定】
活動は合同だが、 公式大会は 各中学校から参加予定	・陸上競技 ・卓球 【ソフトテニスは 令和8年夏からの予定】

令和5年度～7年度

「改革推進期間」



令和8年度～10年度

「改革実行期間」(前期)

令和11年度～13年度

「改革実行期間」(後期)

- 【子ども】・他学区の子どもとの協働 ・持続的な参加機会
- ・専門的な指導を受ける機会

子どもたちのためのより豊かなスポーツ・文化芸術活動の創造

【学校】・子どもと向き合う時間の確保

- ・生徒の新たなよさの発見
- ・指導希望者への指導機会の提供

【地域】・持続可能なスポーツ・文化的環境

- ・地域で子どもを育てる意識の向上

不登校・いじめ未然防止対策

不登校やいじめを未然に防止するため、また、不登校やいじめが生じた際に早期に対応するため、以下の内容について取り組んでいます。

- 県からの派遣に加え、市でも独自に**スクールカウンセラー**を雇用し、**各小中学校に1名配置**します。
- **各小中学校に校内教育支援ルーム**を設置し、子どもたちが心を休め、次への一歩を踏み出すことができるようにします。
- 知立東小学校内に**知立市教育支援センター「むすびあい教室」**を設置し、学校に行きづらい子どもたちへ居場所を提供します。また、オンライン学習支援事業も実施しています。
- 各中学校1年生に対し、弁護士による「いじめ予防出張授業」を行います。
- **なやみアンケート**を実施し児童生徒との面談を行ったり、スクールカウンセラーや**スクールソーシャルワーカー**など、教育相談の窓口を紹介したりしています。
- デジタル・シティズンシップ教育、情報モラル教育を進め、スマホやタブレット端末のよりよい使い方を子どもたちとともに考えます。



特別支援教育

○ 個に応じた教育的支援と合理的配慮

児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人一人の特性や習熟度に応じて、環境を整え、授業づくりを工夫しています。必要に応じてタブレット端末も活用しています。

○ 「学びの場」の選択の支援

市教育委員会や市内小中学校は、保育園・幼稚園・保健センター・社会福祉協議会・特別支援学校などと連携し、子どもたちと保護者が適切な「学びの場」(特別支援学校・特別支援学級・通常の学級)を選択できるよう支援しています。

○ 通級指導の充実(市内全小中学校で実施)

通常学級に在籍する、特別な支援が必要な子どもたちがよりよく学び、安心して学校生活を送れるよう各校の通級指導の体制を充実させ、支援しています。

○ サポート体制の充実

子どもサポート教員や児童生徒支援員を配置し、多くの目で子どもたちをサポートします。

○ ガイドブックやハンドブックの発行

「特別支援教育ガイドブック(教員向け)」や「**個別の教育支援ハンドブック(保護者向け)**」を発行し、教員の研修や保護者の支援に活用しています。(🔍「知立市 ハンドブック」で検索してください)



日本語指導

子どもたちへの初期日本語教育をはじめ、学校生活への適応支援や生活・文化理解の支援を一体的に行っています。

○ 外国につながる児童生徒のために、**早期適応教室**として知立東小学校内に「**かきつばた教室**」、知立南中学校内に「**花しょうぶ教室**」を設置し、初期日本語教育を行っています。また、小学校入学前のプレスクールでは、日本の学校への適応支援や生活・文化理解のサポートを行っています。

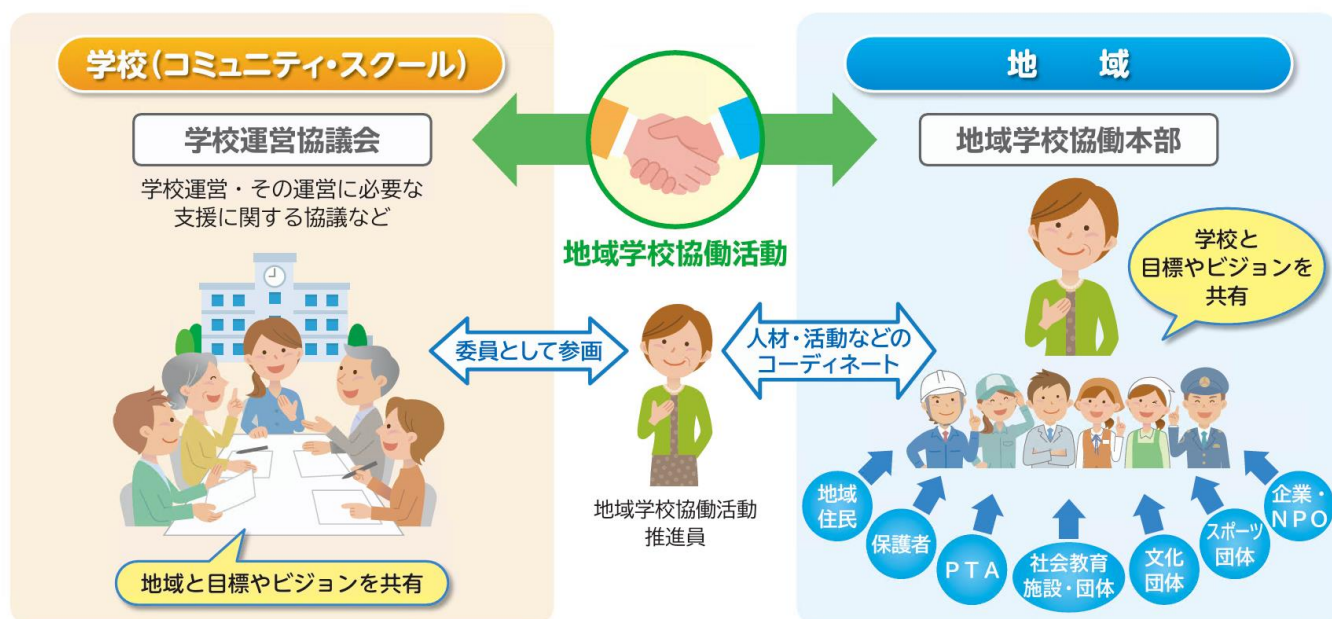
○ 全小中学校において、日本語指導が必要な子どもたちに、教科内容と関連させた特別カリキュラムを実施し、日本語力・学習理解の向上をめざしています。

○ 愛知教育大学が運営する「外国人児童生徒支援リソースルーム」と連携しています。学校の要望に応じ、リソースルームから派遣される学生ボランティアが、個別の日本語支援や学級内での学習フォローを行っています。



コミュニティ・スクール ～地域に根差した特色ある学校～

- 「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」を設置した学校のことです。
- 「学校運営協議会」は保護者の代表、地域住民、有識者など15名以内の委員が学校運営やその運営に必要な支援について協議する場です。
- 「地域学校協働本部」は、地域学校協働活動を推進する、地域の様々な団体や個人などによる緩やかなネットワークのことです。
- 「地域学校協働活動」は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとなって行う様々な活動のことです。
- 知立市の小中学校は全て、学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールです。



出典:「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」(文部科学省)

2学期制の取り組み

知立市では、平成17年度から全小中学校で2学期制を導入しています。

- 各学校では地域や学校の特色を生かし、教育課程を柔軟に編成して、長期的・継続的な体験活動や探究的な学習に取り組んでいます。
- 長期休業前または長期休業中に各校で行う個人懇談会では、担任とともによりよい学習方法について考えることで、長期休業中においても、一人一人の子どもが明確な目標をもって学習に取り組めるよう配慮しています。
- 教師が学習活動を長いスパンで捉えることで、子どもたちとじっくり向き合い、より適切な評価ができることも2学期制のメリットです。



<このリーフレットに関するお問い合わせ>

知立市教育委員会 学校教育課

電話 (0566) - 83 - 1111